

助け合い活動に対する行政の後方支援のあり方

提言

助け合い活動は、そもそも自発的に実施されているものであり、要介護認定にとられるものではない。

また、総合事業は手段の一つに過ぎず、生活支援体制整備事業とも連動しながら、様々な資源を活用することもできる。

市町村は、制度に助け合い活動を合わせようとするのではなく、地域住民のニーズや課題を丁寧に把握することから始め、地域にある助け合い活動を広めるためにどのように資源や制度を活用するかという柔軟な姿勢から後方支援をしよう！

登壇者

【進行役】	服部 真治氏	医療経済研究機構主席研究員
【アドバイザー】	原 勝則氏	元厚生労働審議官・老健局長
	辻野 文彦氏	八王子市高齢者いきいき課（第1層SC）
	中村 肇氏	川崎市地域包括ケア推進室
	貝長 誉之氏	（社福）太子町社会福祉協議会地域包括推進室長
	久保 典子氏	高松市第2層SC
	筒井 一步氏	嬉野市第2層SC

■ 寄せられた声から

- 後方支援として成果を求めるのではなく、住民のしたいことを支援することが大事。
- 地域の助け合いに対する行政の後方支援は、まず現在の状況把握（データや住民の声など）を行い、地域の資源を把握することから始める。制度を地域に当てはめて考えるのではなく、地域に必要な活動や、住民がやりたい活動に制度を合わせていくという考え方。
- 行政が活動を立ち上げるに際し、当初より介入してくると「仕切るつもりか」「やらされ」とボランティアは感じる。当初から行政は補助せず、活動が育ってきてから助成するとの意見に納得した。

議事要旨 服部 真治氏

本分科会は、助け合い活動に対する財政支援である総合事業のB型・D型の活用が低調であることを背景に、対象者の要介護状態に関わらない財政支援が必要という問題意識を持ちつつ、議論を行いました。

1) 八王子市は、各団体のコーディネーター役(第3層SC)の活動費を固定費として補助することで、要介護者を支援しても補助額に影響がないようにするとともに、様々な加算を用意して、活動実態に応じた補助額を受け取れる仕組みとしています。また、補助申請なども含めて団体の活動を第1層、第2層SCが伴走することによって、現在では33団体が制度を活用しています。

2) 川崎市は、あえてB型ではなく一般介護予防事業を活用し、支援する人とされる人を分けずに参加者が要介護状態になっても関わり続けられる仕組みとしました。さらに、(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所に第2層SCを配置することで、高齢者の個別支援と地域支援をつなぎ合わせた生活支援体制の構築を目指しています。

3) 高松市は、44地区のコミュニティ協議会単位で第2層協議体(地域福祉ネットワーク会議)を設置し、高松市社協の第2層SCが各地区の協議や住民主体の活動を支援してきました。訪問Bが25地区で、通所Bが6地区で活用されています。また、総合事業の対象者の弾力化がかねてから課題でしたが、制度改正も活用して、継続利用要介護者の受け入れを進めています。

4) 太子町は、行政と社協が住民と膝を突き合わせて

話し合い、移動支援、集いの場、生活支援等のサービスを創出しつつ、それらを側面支援する訪問BやDの補助制度を立ち上げています。

5) 嬉野市は、他地域と比べて資源に乏しい(例:7割の行政区には買い物場所がない)中、地域の料理屋や高校生なども巻き込み、介護予防と買い物支援を組み合わせた「ごましお健康くらぶ」や、高校生主体の「嬉野高校ひだまりサロン」を立ち上げました。

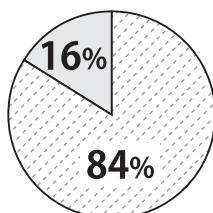
6) 登壇者の事例紹介を受けて、アドバイザーの原氏は次のようにポイントを整理しました。

- ・助け合い活動は住民が自発的に行っているものであり、本質的に助け合い活動と行政の後方支援は相容れないところがある。
- ・しかし行政の後方支援、特に財政支援は必要で、地域には既に様々な助け合い活動があるから、それらの活動を尊重した柔軟な制度構築が求められる。
- ・技術的には総合事業のガイドラインが参考になる。5自治体とも、制度を構築する前に、住民の活動を十分に把握し、併せて地域の多様な資源と協働している。
- ・なお、総合事業のさらなる展開のためには、積極的に助け合い活動を支援する自治体職員の研究も必要と思う。

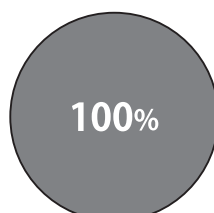
その後、討議に入り、八王子市や川崎市の庁内合意の取り方、太子町や嬉野市、高松市での行政とSCの意識共有の実際、住民の力を引き出す方法などについて議論の上、提言をまとめました。

アンケートの結果 参加者概数：216名(オンライン：210名、会場：6名) 回答者数：43名

回答者の所属先



助け合い活動をすすめる立場の方



その他の方

